

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項に規定する定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日

札幌市長 秋 元 克 広

1 定期検査対象区域

北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区

2 検査対象者

計量法第 19 条第 1 項の規定に該当する事業者

3 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり（第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

4 実施の期日

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 26 日までの札幌市長が指定する期間

5 実施の場所

札幌市長が指定する場所

6 定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人北海道計量協会